

## ボグドⅡハーン政権の内モンゴル統合の試み

——シリーンゴル盟を事例として——

はじめに

橘

誠

辛亥革命勃発後の一九一一年二月一日、外モンゴルのイフⅡフレ（現オランバートル）においてモンゴルの独立が宣言され、同月二十九日、第八世ボグドⅡジェヴツンダムバⅡホトクトをハーンに戴くボグドⅡハーン政権が成立した。同政権はハルハのみにとどまらず、ホヴド地方や内モンゴル<sup>(1)</sup>、フルンボイル地方のモンゴル族をも支配下に収めるべく当該地域への帰順勧諭や軍事行動を推し進めた。その一方で、清朝皇帝退位後に臨時大總統に就任した袁世凱は、清朝版図の継承を目指し、モンゴルの独立宣言取消、内モンゴルの中華民国への統合を図っていた。また、韓国を併合した日本、外モンゴルに影響力を伸張しつつあったロシアも、辛亥革命後、相互に内モンゴルにおける勢力範囲画定に乗り出し、一九二二年七月八日、第三回日露協約を締結し、これを達成した。このように、辛亥革命後の内モンゴルは、ボグドⅡハーン政権と袁世凱が互いに統合を図る地域となつたばかりか、日本やロシアまでも巻き込んだ四者の利害が複雑に競合する重要な係争地の一つとなつていった。そして、その中心問題は、独立を宣言した「モンゴル」の領域問題、すなわち、内モンゴルやフルンボイルが「モンゴル」に含まれる

の可否かという問題に収斂されていったのである。

辛亥革命後の国際関係における内モンゴル問題に関しては、これまでも比較的研究が進んでいるが、ボグドゥハーン政権と内モンゴルの関係は、それが当時のボグドゥハーン政権にとつて最も重要な政治的課題であつたにもかかわらず、内モンゴル六盟四九旗中三五旗がボグドゥハーン政権に帰順を表明したことを根拠とした概念的な記述がなされるにとどまり、具体的に帰順が表明された背景や過程に関する研究は行われてこなかつた。もともと、「四九旗中三五旗」の帰順表明の初出は、マクサルジャヴが一九二七年に著した『モンゴル国新史』であり、二〇〇三年出版の五巻本『モンゴル国史』においても引用され、ほぼ定説となつていと言<sup>(3)</sup>える。中見立夫氏は帰順した旗の分布をもとに、「詳細な動向を伝えていない」としつ<sup>(4)</sup>つ「ボグド・ハーン政権からの合流勸諭に対し、内蒙では、モンゴル遊牧地帯の面影を強く残している地域は、積極的に反応し、漢人移民が激しく農耕化されている地域は、反応していない」との見解を示している。しかしながら、長年にわたつて「四九旗中三五旗」という数字のみが独り歩きしてしまい、実態は明らかにされていない状態が続いている。

近年、汪炳明氏、ジュリゲン・タイブン氏らがこの帰順を表明した内モンゴルの旗数に関する研究を発表しており、それぞれ「(少なくとも)三六旗」、「三八旗」という数字を挙げているが、いずれの研究も帰順に関わる史料の全てを明示しているわけではなく、結局いついかなる状況下で帰順が表明されたのかも不明のままである。

辛亥革命に続くフレーでの独立宣言、そして清朝滅亡の後、内モンゴルはボグドゥハーン政権、袁世凱政権のいずれの支配権も確立していない権力の空白状態にあり、内モンゴルの王公も旗幟を鮮明にしていないものが多かつ

たのである。

モンゴル国立中央アルヒーヴ (Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив) には、一九一一年の独立宣言後にボグドゥハーン政権と内モンゴル各旗の間で交わされた膨大な数の書簡が保管されている。しかしながら、これらの書簡の一部は刊行されているもの<sup>(6)</sup>、体系的整理がなされていないために十分に利用されないまま現在に至っている。本稿では、内モンゴルの中でもハルハと境界を接し、盟内の一〇旗中一〇旗が帰順を表明したことから、「外蒙と境を接し、他の隣域も蒙旗で、しかも漢人入殖者の殆どいないシリーン・ゴルは、合流にきわめて積極的である」<sup>(7)</sup>ともされることがあるシリーンゴル盟を一つの事例とし、アルヒーヴに保管されているシリーンゴル盟諸旗とボグドゥハーン政権の間で交わされた書簡をもとに考察を進めていく。その目的は、内モンゴル統合を袁世凱政権と争ったボグドゥハーン政権がいかにしてこれの達成を図っていったのか、その一端を明らかにすることにある。

従来、シリーンゴル盟は盟内全旗がボグドゥハーン政権に帰順を表明したことから帰順に積極的であったと見なされる一方で、盟長のヤンサンが「モンゴルの政権に反抗した」としてボグドゥハーン政権軍に捕えられるという事件も発生しており、従来の説明では理解できない複雑な状況が存在していたと考えられる。他の盟の帰順が不統一であるのに対し、シリーンゴル盟が統一的反応を示したことは、逆に何らかの力が作用したことを窺わせるのである。

本稿において、曆は引用した史料の箇所を除き全て陽曆に改めた。また、引用史料中の〔 〕は筆者の注記、〔 〕は筆者が補ったものである。

## 一、内モンゴルを取り囲む政治状況

辛亥革命後の内モンゴルを取り囲む政治状況は極めて複雑であった。フレーに樹立されたハルハの王公・ラマからなる臨時政府は、独立宣言直後の一二月六日、内外モンゴル各盟の盟長・総官らにモンゴル独立に関するボグドゲゲーンの訓示を通知し、一二月七日には、「ハルハと境界を接した」シリーンゴル盟・オラーンツァヴ盟・イフゾー盟の盟長、アラシャン王、ダリガンガ・新旧バルガの総官に要地を防備するよう命令した。<sup>(8)</sup>

このモンゴル独立の報に対し、一九一一年一二月二四日、当時北京に在任していた内モンゴル王公を中心に蒙古王公連合会が結成され、<sup>(9)</sup>同月二六日、同連合会のナヤントらは袁世凱に書簡を送り、その中で「儻從共和之請、代表等恐蹈庫倫之統<sup>(10)</sup>」と伝えた。一見この声明はフレーの独立宣言に同調しているかのように読める。しかし、彼の主張はあくまでも「共和制に移行した場合」という条件付きであった。このことは、駐北京日本公使伊集院彦吉も、一二月三〇日付の外務大臣内田康哉宛の電報において、「在北京蒙古王公八十餘人ハ去ル二十四日集會ノ上君主立憲政体ヲ賛成スルコトヲ決議シ同時ニ清國ニシテ共和政体ニ同意セハ蒙古全帯ハ庫倫独立ノ例ニ倣ヒ清國ヨリ分離スヘシトノ旨ヲ現内閣ニ通告シタル<sup>(11)</sup>」と報告しており、彼らの行動原理が「君主制」か「共和制」かという政治体制の点にあり、フレーでの独立宣言における「清朝」からの「モンゴル」の独立とは異なる原理であったことが分かる。

一九二二年一月一七日付川島浪速の参謀次長(福島安正)宛の電報にも、「内蒙古王侯ノ大部ハ民主政體成立セバ

直チニ歸國團結シテ獨立的自衛策ヲ取ラントスルハ殆ンド共通ノ思想<sup>(12)</sup>とし、内モンゴル王公が共和制への移行を条件に積極行動に移る考えであつたことを伝え、さらに翌一八日付青木宣純少将の参謀総長（奥保肇）宛の電報において、「明後十九日更ニ内閣ニ於テ各親王蒙古王公及ニ國務大臣會議ヲ開キ更ニ讓位ノ事ヲ議スル筈ナリ若シ又皇帝讓位ニ決セハ蒙古王等ハ獨立セントスル意向ナリ」とし、「皇帝讓位ニ決セハ」という条件のもとでの獨立を伝え、モンゴル王公の態度を川島同様に認識している。これらのことは、駐京モンゴル王公はフレーにおける獨立宣言直後には必ずしも積極的にその運動に應じる構えではなく、政治的選択肢の一つとして認識していたことを示している。実際、清朝皇帝が退位すると内モンゴルの外モンゴルへの帰順は増加し、駐北京ロシア代理公使も一九二二年四月四日、「内モンゴル各旗のフレーへの志向」について「最近明らかに増加している」と報告している<sup>(14)</sup>。このように、駐京の内モンゴル王公に限つて言えば、彼らの態度は清朝皇帝退位までは君主制の擁護にあり、皇帝退位に伴う共和制への移行が決定的になつてはじめてボグドゥーハーンを戴くフレーの獨立運動に目を向けるのであつた。

一方、清朝皇帝退位後、三月一〇日に臨時大總統に就任した袁世凱は、蒙古王公連合会を介して対モンゴル政策を懐柔手段により平和裏に推進しようとした<sup>(15)</sup>。八月一日には、旧理藩部の事務を管掌する蒙藏事務局を成立させ、また蒙古王公連合会のナヤントが起草した一條からなる蒙古待遇条件を参議院に審議させ、このうちの二条を削除して九条からなる蒙古待遇条件を八月一九日に公布した。この条例により、モンゴル王公は原有の管轄治理権（第二条）や世爵と旗内の特権（第三条）、世爵俸給（第七条）などをこれまで通り享受することが認められた。九月

二〇日には、共和制に賛同した王公の爵位を一位加進する布告を発し、さらには内モンゴルの各盟に宣慰使を派遣して民国への帰順を促した。このように、袁世凱は清朝皇帝退位後にボグドゥハーン政権に傾きつつあったモンゴル王公を懐柔し、内モンゴルを自らの支配体制に組み込み、その分離の阻止を図っていたのである。

しかしながら、蒙古待遇条例公布の翌日、ジリム盟ホルチン右翼前旗ザサクのオダイが同右翼後旗ザサクのラシミンジュールとともに「東モンゴル独立」を宣言して洮南府を攻撃し、<sup>(16)</sup>その後もゾーオダ盟ジャロード左旗ではゴムボジャヴらが武装蜂起して開魯県を占領するという動乱が相次いで発生し、<sup>(17)</sup>袁世凱は内モンゴルに対して懐柔手段だけではなく武力をも用いざるをえない状況に追い込まれていった。外モンゴルの独立という事態に加え、内モンゴルまでをも失うことは袁世凱の政治生命に関わる問題だったのである。

このように、内モンゴルを北と南からボグドゥハーン政権と袁世凱が統合を目指して活動を展開していた頃、日本とロシアも当該地域における利害関係の調整を図っていた。日露は、すでに一九〇七年と一九一〇年の二度にわたる日露協商商によって、外モンゴル・北満洲におけるロシアの、朝鮮・南満洲における日本の特殊權益をそれぞれ承認していた。辛亥革命勃発後の一九一一年一〇月二四日には、閣僚会議々長コフツォフが駐露日本大使本野一郎に対し、満州・蒙古分割の可能性について言及し、<sup>(18)</sup>一九一二年一月一六日には、一月一日のロシア政府外務省が発したコミュニケ中の「蒙古」という語の使用を契機に、日露間に取決めのない内モンゴル分割に関するロシアの意向を叩くようにとの訓令が本野大使に発せられた。<sup>(19)</sup>およそ半年に及ぶ交渉の末、七月八日、第三回日露協約が成立し、北京の経度をもって内モンゴルを東西に分割する分界線とし、分界線以西におけるロシアの、分界線以東

における日本の特殊權益をそれぞれ承認し、内モンゴルにおける勢力範囲の画定を終えた。<sup>(20)</sup>

ロシアとの交渉が進展する中、川島浪速や参謀本部はいわゆる「滿蒙獨立運動」を企て、拳兵資金として三月一日付で内モンゴル王公（ハラチン王ケンセンノロヴとバーリン王ジャガル）へ計一十萬円の借款を供与しているが、そのうちの八万円は外務省が支出している（三万円は参謀本部が支出<sup>(21)</sup>）。このことは、最終的にこの運動に中止命令を発する外務省も、初めから反対の姿勢であつたわけではなく、この借款を根拠にロシアとの交渉を有利に進めるといふ思惑があつたのである。<sup>(22)</sup>

一方、内モンゴルに関して日本との間に同意を取りつけたロシアは、一九一二年八月一五日の閣僚會議においてモンゴルとの単独交渉を正式に決定し、全權代表として前駐北京公使コロストヴェツツを派遣した。コロストヴェツツは一〇月四日にフレーに到着し、モンゴル側との交渉に入り、およそ一ヶ月後の十一月三日、露蒙協定を成立させた。

このように内モンゴルが複雑な政治状況にある中、一九一二年一〇月二八日、シリーンゴル盟の盟長ヤンサンがボグドゥーハーン政権軍により捕えられるという事件が発生したのである。

## 二、盟長ヤンサン の逮捕とその要因

ヤンサンは光緒一八（一八九二）年に盟長に就任して以後、民国一三（一九二四）年に至るまでその地位にあり、シリーンゴル盟における実力者であつた。<sup>(23)</sup> ヤンサン逮捕事件に関しては、従来、回想において触れられるか、その

事実が記されるにとどまり、<sup>(24)</sup>管見の限りモンゴル国の歴史研究では触れられてこなかった。ヤンサン逮捕時の状況については、ヤンサンの息子ラハチントヴザイの書簡（一九二二年一月一日にイエゲゼル<sup>(25)</sup>ホトクトがボグド<sup>(26)</sup>ハーン政権内務省に転送）において、「九月十六日（一九二二年一〇月二七日）、突如ボグド<sup>(26)</sup>ハーン国の軍がわれらが王府に至り、発砲して脅迫し、大王（ヤンサン）の身柄、および官吏・領民を全て捕え、盟長・ザサクの印章をともし押収し、同月十八日（一〇月二八日）、王の身柄を従者と共に連れ出し、ニースレル<sup>(26)</sup>フレー<sup>(26)</sup>へ向かつて行つた」と、突然の出来事として述べられ、またこのような事態に至つた原因が理解できない旨も伝えられている。<sup>(26)</sup>

一方、捕えた側の認識を示すものは、一月二六日の法務省によるボグド<sup>(26)</sup>ハーンへの上奏文に現れる。上奏文は、まずヤンサンを実際に捕えたナワーンゴムボラの「王ヤンサンの王府に近づくと、再び彼の配備した凡そ百名の武装兵が前方より発砲してきたため、われわれは応戦し、それらの兵士を武装解除し捕らえた。またヤンサンを捕らえる際、彼は暴れて抵抗したため、同行した兵士全員が力を合わせ、ザサクの印章および盟長の印章とともにヤンサンの身柄を拘束した」という供述を引用した上で、「モンゴルの政権に反抗したという王ヤンサンを取り調べ……ボグド<sup>(26)</sup>エゼン<sup>(27)</sup>ゲゲーンの御高覧に供す」と記されており、ヤンサンは「モンゴルの政権に反抗した」ために捕われたことになっている。両者の言い分は食い違いが、当時のシリールンゴル盟地方の状況は一体いかなるものであつたのであろうか。

ハルハに接したシリールンゴル盟は、漢人農民が入植して県が設置されていた東部内モンゴルとは異なり、内モンゴルの中でも遊牧が支配的な地方であつた。一九二一年二月二一日付の書簡においてシリールンゴル盟の盟長ヤン



サン・副盟長ソドノムラヴタンは、ボグドゥハーン政権からジリム・ゾーオダ・ゾソトの三盟に転送するよう送り届けてきたモンゴル独立を通知する封書を受け取ったことを述べた上で、「この種の案件は重大であり、われらが〔清朝〕皇帝の元号をいきなり削除し、さらに一部の盟長らの名前・官職は一致しないので、この転送する三通の封書をわれらがもとより送付するのは相応しくない」とし、三通の封書を使者にそのまま渡して送り返した旨を述べている。<sup>(28)</sup>ボグドゥハーン政権はシリーンゴル盟の盟長に封書の転送を託したのであるが、ヤンサンらはこれを拒否したのである。

翌一九一二年一月五日にこのヤンサンらの返書に接したボグドゥハーン政権内務省は、一月九日付でシリーンゴル盟一〇旗のザサク宛に書簡を送付した。書簡には、三通の封書を返送してきたヤンサンらを「年号・官職・爵位が正しくないなどの口実を徒に設けて言いがかりをつけ、ジリム・ゾーオダ・ゾソト三盟の盟長らへ送付する封書を転送しなかった」と厳しく非難し、さらに、

盟長（ヤンサン）が他盟へ送る書簡を転送しなかったことを考慮すると、所属盟のモンゴル各旗に布告しなかったことは明白である。よって、このモンゴル各地へ布告した書簡をそのまま書き写し、シリーンゴル盟一〇旗のザサク・官吏等に通知する……〔貴殿らは〕黄教および所属する領民たちにとっていずれが有益でいずれが有害であるかをよく考慮して決定し、早急に返事を送り届けよ。<sup>(29)</sup>

と述べられている。内務省は他盟に転送するように託した書簡をヤンサンが転送しなかったことから、シリーンゴル盟内の各旗にも布告しなかったものと判断し、改めて書簡を送付し直したのである。<sup>(30)</sup>日本の軍部もシリーンゴル

盟においてボグドゥハーン政権の書簡が送り返されたという情報を得ており、一九二二年四月一〇日付で多賀宗之少佐<sup>(31)</sup>が参謀次長（福島安正）に宛てた電報でも、「活佛ハ皇帝ヲ称シ東蒙古諸王ニ対シ即位ノ通知ト其来朝ヲ促シタル書簡ヲ送レリ此書面ハシリンクルメイ（シリーンゴル盟）ヨリツキカエサレタルモパリン王（ジャガル）トカラチン王（ゲンセンノロヴ）ハ旅行中受領セリパリン王ハ承知セズカラチン王ハ直ニ使ヲ派シ即位ヲ賀スル名義ノ下ニ状視察ヲナサシメタリ」<sup>(32)</sup>（傍点は筆者）と報告されている<sup>(33)</sup>。また、五月二九日付の木村騎兵大尉<sup>(34)</sup>の報告においても、「錫林郭勒方面ハ全ク眠リタルモノ如シ庫倫方面ニ対シテモ何等ノ意嚮ヲ有セサル如ク却テ庫倫ノ意志ヲ拒絶セル如キコトハ曾テ耳ニセシ処ナリ」<sup>(35)</sup>と述べられていることから、シリーンゴル盟が全体としては傍觀の態度であったことが窺われる。

それでも、ヤンサン自身はボグドゥハーン政権と全く没交渉であつたわけではない。一九二二年八月五日付の内務省のヤンサン宛書簡は、ヤンサンの「わが盟の領地は漢人との境界に極めて近いため、事を起せば直ちに疑われ、危険に陥ることを警戒する」という言葉を引用し、これに対し、すでにシリーンゴル盟のいくつかの旗は帰順を表明しており、「盟長たる王らは、警戒すると言つてゐる間に絶好の機会を逸して散り散りになり領民を苦難に陥れることがないよう考慮し、早急に意見をまとめるのがよいであろう」<sup>(36)</sup>と伝えており、ヤンサンとボグドゥハーン政権の間には書簡のやり取りが続けられており、ボグドゥハーン政権からは「意見をまとめる」よう要求がなされてきたのである。

一方で、ヤンサンが民国政府と通じているとの情報がボグドゥハーン政権に齎されていた。一九二二年九月六日、

すでにボグドゥハーン政権への帰順を表明していたホーチド左旗ザサクのセルネントジルが内務省に宛てた書簡において、「ヤンサンからの書簡を見るに」として、

わが旗がモンゴル国の政権に帰順した理由を仔細に調査して〔民国政府に〕報告すると何度も送り届けてきたのは、盟長ヤンサンが、総じて漢人の支配に与してモンゴルのハーン政権を妨害し、混乱を惹き起こそうとする考えであることが判明した。<sup>(38)</sup>

と報告している。この問題をより詳細に伝えているのが、九月二十九日付のイエグゼルホトクトの報告である。この報告では、セルネントジルの書簡が引用され、さらにその書簡内でヤンサンが引用されている。そのヤンサンは、セルネントジルの書簡には、

昨年冬、盟長たるわれらのもとに所属する各旗のザサク・協理タイジが集まり協議し、この時局混乱の中、所属全旗は政治の革命的情勢はいずれが優勢であるかを見極め、考えを一つにし、共に行動することに決定したのである……貴殿はじめ協議し決定したことを承認したにもかかわらず、後になってこのようにハルハに帰順したのはいかなる理由があつてのことか、包み隠さず明らかにし、本月二十日までに報告せよ<sup>(39)</sup>

とあり、ハルハ（ボグドゥハーン政権）に帰順したセルネントジルに対し、ヤンサンが帰順した理由を質していたことを密告しているのである。ヤンサンは書簡中に述べられている昨年冬にシリーンゴル盟のザサクらによる協議とは、一九二二年一月二〇日にヤンサンのもとで開催された協議であることが確認できている。<sup>(40)</sup>

内務省は、九月六日付のセルネントジルの「ヤンサンは漢人と交誼を通じ、苦難に陥れようと努める人物である」

とした書簡を九月一三日に接受し、九月二〇日、「われら各省の閣僚は協議し、ニースレルフレールより公・官吏らを軍とともに招集してダリガンガの地に駐屯させ、東南境域を防衛させることを命令して出発させた<sup>(41)</sup>」との返事を送付した。この際にヤンサン逮捕の命令が下された可能性が考えられるが、その旨は明記されていない。

このように、ヤンサンは転送を任された書簡を転送せず、帰順を表明したセルネントジルに帰順した理由を質すなど、ボグドⅡハーン政権に反抗的と見なされ得る行動を取っており、それが逮捕・連行の要因になったと思われる。そして、その際には同一盟のセルネントジルが齎した情報が重要な役割を果たしていたのである。一月二八日付の関東都督府報告においても、「ボグドⅡハーン政権軍は」内蒙古阿霸垓王（ヤンサン）及「ミリケン」王等ノ庫倫活佛ニ歸服セサルノ故ヲ以テ之ヲ攻撃シ王府ヲ壞チ阿霸垓王及「ミリケン」王ノ長子ヲ擒ニシ庫倫ニ去レリ<sup>(42)</sup>」と記されており、ヤンサンが帰順しなかったことを理由に捕えられたと見ている。ヤンサン逮捕には反ボグドⅡハーン政権の態度を見せるヤンサン<sup>(43)</sup>の排除を図るボグドⅡハーン政権の政策が見え隠れしており、それはその後のボグドⅡハーン政権とシリールゴル盟の関係を追うことにより明らかになる。

### 三、シリールゴル盟全旗の帰順とその背景

ヤンサン逮捕時、シリールゴル盟内で明確にボグドⅡハーン政権への帰順を表明していたのは、後に引用するヤンサン<sup>(43)</sup>の書簡に述べられているようにホーチドの左右二旗のみであった。ところが、翌一九一三年一月一日付の内務省宛の書簡において、ヤンサンは「副盟長親王ソドノムラヴァタンおよび全てのザサクたる王・公等に、すでに

意思を統一して協議し決定した通り、政教両権を司るボグドゥハーンの偉大なる政権に帰順することを早急に決定し、それぞれザサクの印章を押した書簡により報告し、送り届けるよう命令した」と述べ、これに従い盟内全旗が帰順を誓った書簡を送り届けてきたことを伝え、盟内一〇旗全ての帰順をボグドゥハーンに上奏するよう請願している。<sup>(44)</sup> ヤンサン逮捕からこの帰順表明に至るまでに、ボグドゥハーン政権とシリールンゴル盟の間に何が起こったのであろうか。

ヤンサン自身はアバガ左旗のザサクとして、すでに逮捕後の一九二二年一月一日、「心から偉大なる政権に帰順し、尽力することを誓う」<sup>(45)</sup>とフレールにおいてはじめて内務省に書簡を呈してボグドゥハーン政権への帰順を表明している。逮捕時にザサクおよび盟長の印章を押収されていたため、このヤンサンの書簡にはいかなる印章も押されていないが、この帰順した功によりヤンサンはシリールンゴル盟の盟長の留任を命じられ、ボグドゥハーンからは二月二八日、二月一五日にそれぞれ新たな盟長・ザサクの印章が賜与されている。<sup>(46)</sup>

しかしながら、ヤンサンの盟長留任は順調には決定されず、ヤンサン逮捕の原因となる密告を行ったセルネントジルを盟長に据えようとする動きが現れていた。一月一二日の内務省の上奏文には、「セルネントジルを正盟長に任命し、新たに鑄造した印章を賜い、〔シリールンゴル盟を〕管轄させることのは非を奏折を認め上奏し、ボグドゥエゼンゲゲーンの御高覧に供し聖断を仰ぐ」とセルネントジルの盟長任命が提案されているのである。ところが、一〇日後の一二月二七日のボグドゥハーンの勅令は、「印章を新たに鑄造し〔ヤンサンに〕与えよ」というもので、滿蒙文合璧の清代の印章の代わりにソヨンボを付した新たな盟長の印章がヤンサンに賜与されたのである。<sup>(47)</sup> これは、

ヤンサンの帰順表明がボグドの勅令が下される二日前の一月二五日に上奏されたためと考えられる。<sup>(48)</sup>すなわち、盟内で最も早く帰順を表明し、ボグドハーン政権に忠誠を誓うセルネントジルを盟長に据えようと内務省は試みたのであるが、最終的に帰順を表明したヤンサンをボグドハーンはあえて革職しなかつたのである。ボグドハーン政権は帰順した内モンゴル王公に滿蒙文合璧の清代の印章に代わり、満文を排した新たな印章を与え、ボグドハーンとの間に清朝皇帝に代わる新たな君臣関係を構築していったのである。<sup>(49)</sup>

このように、盟長ヤンサン自身はフレーにおいて帰順を表明し、盟長に留任することになったが、ここで他のシリーンゴル盟各旗が帰順を表明するに至った過程を明らかにしたい。その過程を説明する手掛かりの一つとして、一九二二年二月二〇日付のウゼムチン左旗の書簡を挙げてみる。この書簡には、「先日受け取った欽差大臣らを介して命令してきた書簡」として、「帰順していない七旗のザサクたる王・貝勒・貝勒・公・ザサク代理の協理タイジ等は皆、政教両権を司るボグドエゼンハーンの庇護下に共に入るのか否かを即刻、道の近きは五日以内に、遠きは八日以内にダリガンガのモロツォグスムの兵營に少しも遅れることなく報告せよ。もし帰順しないのであれば〔ヤンサン〕同様に捕えることを前もって告げておく」との書簡が引用され、これに対して帰順する旨を記した書簡を送付したことが述べられている。さらに「先日盟長（ヤンサン）より命令した書簡を要約する」として、

帰順していない旗のことはすでに協議してあることである……皆で協議して決定し、帰順する書簡を認めて一つにし、即刻派遣してニースレルフレーに冬の末の月の一日（一九二三年一月八日）までに届くように〔送り届けよ〕

との書簡が引用され、この書簡に対しても帰順する旨を記した書簡を送付したことが述べられている<sup>(50)</sup>。このウゼムチン左旗の書簡には、欽差大臣を介した「帰順しないのであれば捕える」旨が記された書簡、および「帰順する書簡を認め」、「一九一三年一月八日までに届くように」との命令が記されたヤンサンの書簡の二通の書簡が引用されているのである。

同様の書簡は、スニド左旗からも寄せられている。一九一二年二月二日付のスニド左旗の書簡には、「九月に欽差大臣らより、貴盟の副盟長たる親王等、帰順していない七旗と名指しして、ザサク・協理タイジらは皆、ボグドゥエゼンハーンの庇護下に入るか否かを即刻ダリガンガの兵営に報告し、連絡に支障なきよう努めよと命令した」ことに従い、報告をなしたことを述べ、さらに、「十一月八日（二月一六日）に受け取った盟長たる王（ヤンサン）からの命令書を要約する」として、

すでに帰順したホーチドの二旗以外の残った八旗のザサクたる王・貝勒・公・協理タイジらは皆で協議して決定し、帰順する書簡を認め、本年十一月十五日（二月二四日）に副盟長たる親王（ソドノムラウタン）のもとに送り届けよ<sup>(51)</sup>

とあり、ウゼムチン左旗の書簡同様、欽差大臣・ヤンサンからの二通の書簡が引用され、それぞれ意思表示を求め、帰順するよう命令している旨が記されている。このスニド左旗の書簡に引用された書簡から、欽差大臣からの書簡は共戴（独立宣言後に採用されたモンゴル暦）二年九月に、ヤンサンの書簡は共戴二年十一月に届けられたものであることが分かる。欽差大臣からの書簡にある「帰順していない七旗」とは、ホーチドの二旗とヤンサンのアバガ左旗

旗名	書簡作成日	内務省接受日
ホーチド左旗 <sup>(52)</sup>	1912年12月28日	1913年1月11日
ホーチド右旗 <sup>(53)</sup>	1912年12月24日	1913年1月11日
ウゼムチン左旗 <sup>(54)</sup>	1912年12月20日	1913年1月11日
ウゼムチン右旗 <sup>(55)</sup>	1912年12月28日	1913年1月11日
アバガ左旗 <sup>(56)</sup>	1913年1月11日	1913年1月11日
アバガ右旗 <sup>(57)</sup>	1912年12月20日	1913年1月11日
アバガナル左旗 <sup>(58)</sup>	1912年12月26日	1913年1月11日
アバガナル右旗 <sup>(59)</sup>	1912年12月21日	1913年1月11日
スニド左旗 <sup>(60)</sup>	1912年12月21日	1913年1月11日
スニド右旗 <sup>(61)</sup>	1912年12月19日	1913年1月11日

【表】 シリーンゴル盟各旗の帰順表明書簡の作成日と

内務省接受日

を除いた他の七旗と推測される。

しかしながら、ヤンサン逮捕を記した欽差大臣からの書簡が共戴二年九月（一〇月二日）一（一月八日）に届いているということは、ヤンサン逮捕（一〇月二八日）から遅くとも一〇日以内に受け取っていることになる。

当時のフレートとスニド旗間の文書伝達速度を考慮すると、一〇日以内に往復することは困難であり、この「欽差大臣からの書簡」がフレートの中央政府から直接送付されたものとは考え難い。もちろん、ヤンサン逮捕に際してそこまでの命令が含まれていた可能性も否定できないが、この点は今のところ確認できない。

いずれにしても、このようなボグドゥハーン政権に帰順を表明する書簡はシリーンゴル盟内一〇旗全てより送付されている（【表】参照）。ヤンサンのアバガ左旗を除く全ての書簡がほぼ同時期に作成され、同じ日にフレートに届けられているのである。ウゼムチン左旗とスニド左旗の書簡を合わせ

て考慮すると、一二月二四日前後に一度副盟長ソドノムラヴァンのもとに集められてから、まとめてフレートに届けられたと考えるのが妥当であろう。このシリーンゴル盟全旗の帰順は、一九一三年一月一五日付で在旅順福田（雅太郎）少将より参謀次長（大島健一）に送られた電報においても、ツァハル方面を視察した松井（清助）大尉の情



報として、「錫林郭爾盟ハ悉ク外蒙ニ歸順セルノ通知ヲ實見セリ」と報告されている。また、コロストヴェツツも、「特にシリーンゴル盟東部はわが国（ロシア）と日本との協定の後、日本の勢力下に移った。そうこうしている間に、フレエ政府はその地（シリーンゴル盟）の王公にハルハの支配を認めさせた」と述べている。<sup>(63)</sup>

このように、シリーンゴル盟全旗の帰順表明は、最終的にボグドゥハーン政権からの強力な働きかけとフレエに連行されていたヤンサン<sup>(64)</sup>の命令により達成されたことは間違いない。このことは、後に「王ヤンサンは……所屬旗および盟内の全旗を随えて新政府に帰順したため、ボグドゥエゼンは恩賞を与え、彼の罪を許し、爵位を加えた」とされていることから明らかであろう。しかしながら、なぜこの時期にボグドゥハーン政権がシリーンゴル盟に對して強硬な策を取るに至ったのかという疑問は依然として残っている。

一九一二年末からのボグドゥハーン政権による対内モンゴル政策積極化の要因としては、まずヤンサン逮捕直後に締結された露蒙協定が考えられる。一九一二年一月三日に締結された露蒙協定は、適用範囲が「モンゴル（国）」と記されるのみで、その範囲は明確には規定されなかった。交渉においてボグドゥハーン政権は内モンゴルやフルンポイル地方も協定に含めるよう要求していたが、ロシアがこれを容認しなかったため、モンゴル側は「モンゴル」という語を用いることによりひとまず協定を締結し、将来への可能性の保留を図ったのである。ロシア側も対日・対中関係を考慮した上でこの提案を受け入れることになる。<sup>(65)</sup>

この露蒙協定の結果、少なくともロシアに對しては、ボグドゥハーン政権の支配地域がすなわち「モンゴル」となる論理的根拠が生まれていたのである。シリーンゴル盟に對するボグドゥハーン政権の強硬な姿勢の背景には、

この「モンゴル」という語に実態を当てはめるための支配地域の拡大が意図されていたのである。ボグドゥハーン政権は支配地域を拡大することにより協定文中の「モンゴル」の意味内容をも拡大し、協定に基づくロシアの支援を得ようとしたものと考えられる。

しかし、これはあくまでも論理的根拠であり、「なぜこの時期に」という問いには答えていない。この問いに答えるためには、内モンゴルの状況の変化、すなわち袁世凱による対内モンゴル政策を考慮に入れる必要がある。すでに述べたとおり、袁世凱は一九二二年八月一九日に蒙古待遇条例を、九月二〇日には共和制に賛同した王公の爵位を一位加進する布告を発してモンゴル王公を懐柔する一方、オダイラの運動およびゴムボジャヴらの武装蜂起に対しては武力を用いて鎮圧するという断固とした態度を示していたのである。

オダイラの運動の鎮圧後、袁世凱は一九二二年一〇月二八日および十一月一日、二度にわたり長春においてモンゴル王公会議を開催した。この会議はオダイラの運動とその武力鎮圧によって動揺したジリム盟の王公を中華民国側に取り込むことが企図されていた。十一月一九日付の関東都督福島安正による外務大臣内田康哉宛報告<sup>(66)</sup>に拠れば、第一回会議は一〇月二八日に陳昭常吉林省都督の主管により、第二回会議は十一月一日に東三省宣撫使張錫鑾の主宰により開かれた。第一回会議では、民国側とモンゴル王公側の意見交換がなされ、民国政府からは、モンゴル王公の爵位は前清の旧職に照らし世襲とすること、薪俸は旧に照らして支給し改減しないこと、モンゴル一〇旗ごとに参議員（正副各二名）を選出し得ること、などの優待条件が提出された。これに対しモンゴル側は、従前通りの領土保全、自らの鍊兵・兵備、征蒙軍による損害の賠償、清国に貸与した土地を全部還付した後の再貸与と地租の

徵集、開墾地域の不拡大、新省開設の禁止、などの条件を提示したという。会議には民国側よりは張錫鑾・陳昭常はじめ一七名が出席し、モンゴル側よりはジリム盟盟長チミドサンピル・アマルリンゴイ等二三名が出席したが、結局この会議はモンゴル王公の懐柔が主眼とされており、議決の形式は明らかにされず、モンゴル王公の要求条件が袁世凱大統領に伝えられ、要求に対しては後日袁世凱より通牒があることで終つたようである。

この長春における王公会議の情報はフレーで露蒙協定締結交渉中のコロストヴェツツによつて「満洲の寛城子（長春）において、南部の王公たちと民国代表とが会談し、北京との協定を協議している<sup>(67)</sup>」とボグドゥハーン政権の閣僚にも伝えられていた。

この一連の袁世凱による内モンゴル懐柔策および武力行使が内モンゴルの統合を目指すボグドゥハーン政権に脅威を与えたであろうことは想像に難くない。ヤンサン逮捕に続くシリーンゴル盟各旗への強硬な姿勢は、このような内モンゴルに対する袁世凱の諸政策に対抗する措置であつたと考えられる。

袁世凱はさらに、会議の開催が遅れていた内モンゴル西部の諸旗に対しては、オラーンツァヴ盟の盟長ラハワンノロフを緩遠に連れ去つて他の王公に参加を促し、一九一三年一月二三日、西盟王公会議を開催した。<sup>(68)</sup> 会議では、共和贊助の実行、俄庫協約（露蒙協定）の不承認、西盟要地を保護する兵の要請、モンゴル人生計の籌画、モンゴル人教育の振興、などが決議され、ボグドゥハーン政権に対しては「独立取消」を勧告する<sup>(69)</sup>ことが含まれた。

このように、露蒙協定締結前後より内モンゴルにおける支配権確立をめぐる争いは激化し、袁世凱・ボグドゥハーン政権双方とも懐柔・呼掛けという平和的手段から対内モンゴル政策を次第に硬化させていったのである。そして、

袁世凱による対内モンゴル政策の積極化はボグドゥハーン政権を刺激し、遂には内モンゴルへの軍派遣を決議させるに至る。

#### 四、支配権確立のための施策

一九二三年一月二五日、ボグドゥハーン政権軍務省は「南部境界に中華民国軍が集結したという不穏な情報があるので、五路に分けての軍の派遣、地域の防衛、敵の迎撃を計画」し、チミドセレン・トクトホをイエゲゼルハートクト寺院方面、ハイサン・バボージャヴをダリガンガ方面、ナサンアルビジフを左右スニド・ドウルヴド王（ドゥルヴンフーフド王）方面、ハルハ軍学校の兵二百を大臣ソノムドルジ公らと合流させフフホト方面、ズトゥゲルトをオラド三公・ハタン河（黄河）方面の五路に分けて派遣することをボグドゥハーンに上奏した。<sup>(70)</sup>これに対し、ボグドゥハーンは「この度はトクトホの派遣を見合わせ、彼の兵をナイダンジャヴに率いさせ派遣せよ。その他は協議通りにせよ」としてこれを裁可した。二月一日には、この五路軍の総指揮官としてダムディンズレンが任命された。<sup>(71)</sup>これらの軍指揮官の選定がいかに行われたのかは詳らかではないが、その多くがボグドゥハーン政権に帰順したフリンボイルや内モンゴル出身者であったことが指摘されている。その理由をジャムスラン氏は「指揮官たちは、主に内モンゴルから帰順し、故郷の解放を目指す人々であった。彼らは〔内モンゴルの〕地理をよく知るため、軍を率いるのに好都合であった」としている。<sup>(72)</sup>

従来、この軍派遣は「内モンゴルを解放する行動」<sup>(73)</sup>、あるいは「実効支配地域の拡大」<sup>(74)</sup>を目指したものと解釈さ

れてきた。しかしながら、計画された軍の派遣先は「内モンゴル」全域に亘らぬ限られた地域であり、しかもその目的はあくまで「防衛」と「迎撃」にとどまっている。そして、軍が派遣されたのは、主にハルハの南部境界とそれに隣接したシリーンゴル盟とオラーンツァヴ盟であった。

実は、この五路軍派遣が決定される前日の一月二四日、内務省からこの両盟に対し、

盟旗全体が心をつにして政権に帰順し、一つの国に加わったシリーンゴル・オラーンツァヴ両盟よりそれぞれ一千の精銳を早急に供出させ、それぞれの盟の境界・要地を防衛させ、われらがもとより官吏・軍を派遣・合流して防衛させることに決した<sup>(75)</sup>

との命令が下されている。シリーンゴル盟の帰順表明の経過についてはすでに見た通りであるが、オラーンツァヴ盟も、一九一三年一月三日、内務省により「オラーンツァヴ盟の全旗がわがモンゴル政権に帰順する旨を盟長らのもとより報告してきた」ことが上奏されていることから盟内全旗が帰順を表明していたことになる<sup>(76)</sup>。すなわち、ボグドゥハーン政権は盟内の全旗が帰順を表明していたシリーンゴル盟とオラーンツァヴ盟に兵員を供出させ、その両盟を中心に軍派遣を決定したことになるのである。内モンゴル六盟のうち盟内全旗が帰順を表明したのはこの二盟だけである。よって、ボグドゥハーン政権による軍派遣は、同政権に帰順を表明したことによりモンゴル国の支配下に入ったこの二盟の「防衛」を目的とした措置と見なすことができよう。その根柢はやはり、協定の適用範囲を「モンゴル(国)」とした露蒙協定に求められる。ボグドゥハーン政権は盟内全旗が帰順を表明した二盟を「モンゴル国」に加わったと見なし、当該地域における支配権を維持・確立するために軍を派遣し防衛することに決し

たのである。従来、露蒙協定締結後、直ちに支配地域の拡大を目指して軍事行動が起こされたかのように記述されてきたが、その前提には軍派遣地域のボグドⅡハーン政権への帰順表明があり、軍の派遣はそれら支配下に組み込んだ地域の防衛的要素が強かったと思われる。

さらに、この五路軍派遣に続いて、一九一三年二月一八日、総理大臣ナムナンズレンらによりシリーンゴル盟に將軍職を設置する提案がなされた。ナムナンズレンらによる上奏文には、まず一月二四日にヤンサンに対し、「所屬盟の諸旗より精銳一千を徵兵し、ザサク公一人に指揮させ、要地を防衛させよと命令した<sup>(77)</sup>」ことが述べられ、これに対し、ヤンサンはホーチド左旗ザサクのセルネントジル、アバガ右旗ザサクのザナミダルのいずれかを任命するよう推挙し、総理府はその選任をヤンサンに一任した<sup>(78)</sup>。

ところが、その後ヤンサンからは、「所屬盟より徵兵した一千の兵を指揮させるためアバガ右旗ザサクのザナミダル公を任命した」ところ、ザナミダルは「命令が届く前に〔ボグドⅡ〕ハーンに拝謁するために出発し、本年正月三日（一九一三年二月九日）にニースレルフレイに到着し、この任に命じると、ザナミダル公は病の身であるため軍事的な重要任務を全うすることはできないと述べた」との報告があった。そこで総理府は、「ハルハ四部には元々、部ごとに盟長・副將軍が設置され」ていたが、「内モンゴルには盟ごとに盟長は設置したが、將軍職は設置されなかった」とし、

將軍を任命し印章を授けて指揮させれば、重要な任務に極めて有益である……郡王セルネントジル、サンダクドルジ、副盟長ソドノムラヴタン等はいずれも誠実にして用心深いので、このうち一人をシリーンゴル盟の軍

を指揮する將軍に任命して軍を指揮させ、盟の重要な案件を協議させ、盟長を補佐させん

と上奏し、最終的にボグドが「請願どおり將軍職を常設し、ソドノムラヴァタンを將軍に任命せよ」との勅令を發し、副盟長のソドノムラヴァタンが將軍に任命されることになった。<sup>(79)</sup> ナムナンスレンらの上奏文に述べられたとおり、將軍に任命されたソドノムラヴァタンには四月二三日、「シリーンゴル盟の軍を指揮する將軍の印」が賜与されている。<sup>(80)</sup> しかしながら、この任命が決定される直前の二月一〇日、ボグドハーン政權は、

北京〔政府〕がウゼムチン王ソドノムラヴァタンをシリーンゴル盟の盟長に、アバガナル王ツェレントルジを副盟長に任命した際に多大な恩賞を与えたということの真偽は明らかではないが、彼らの旗内に中華民國軍が来たことを……報告してきていないことを考慮すると、ホーチド二旗の他はいかなる考えであるのか分からなくなつた。<sup>(81)</sup>

というイエグゼルホトクトの報告に接している。ナムナンスレンらが將軍候補として推挙した三人のうち、セルネントジル・サンダクドルジとともにホーチド左右旗のザサクである。すなわち、ボグドハーン政權は「いかなる考えであるのか分からなくなつた」ザサクを將軍に任命したことになるのである。推測の域を出ないが、ボグドハーン政權は本来内モンゴルにはなかつたハルハ同様の將軍職をシリーンゴル盟に導入し、態度の明確でないシリーンゴル盟の王公をその將軍に任命することにより政權の權威を承認させ、支配權の確立を図つていたのでなかろうか。この措置により、シリーンゴル盟はボグドハーン政權統治下のハルハ地域と同一の制度下に組み込まれたことになるのである。

こうして、ボグドゥハーン政権が内モンゴルに軍を派遣したことにより、ボグドゥハーン政権と袁世凱の内モンゴル統合をめぐる争いはついに軍事衝突にまで発展することになった。一九一三年五月二〇日には、シリィンゴル盟スニド左旗においてモンゴル軍と中国軍の最初の大規模な戦闘が起こり、双方ともに多大な損害を被ることになる。<sup>(82)</sup>ボグドゥハーン政権は内モンゴルにおける軍事行動に対してロシアの支援を求めたが、ロシアは内モンゴルへのボグドゥハーン政権の勢力拡大を望まず、支援を拒否し続けた。次第に武器・弾薬不足に陥ったボグドゥハーン政権は軍を退かざるを得ない状況に追い込まれ、モンゴルと中国の争いはロシアを交えたキャフタにおける三方会谈により解決されることになるのである。

### おわりに

以上本稿では、辛亥革命後に独立を宣言して成立したボグドゥハーン政権に対し盟内一〇旗全てが帰順を表明したとされてきたシリィンゴル盟について、それらが帰順に至る過程を追ひ、検討してきた。従来、シリィンゴル盟はモンゴル独立運動に積極的に関わっていたと見なされることもあり、事実シリィンゴル盟は盟内の全ての旗が帰順を表明していた。しかしながら、その実状は、盟長であるヤンサンがボグドゥハーン政権軍に捕えられ、ボグドゥハーン政権からは帰順を求める強力な働きかけがなされていたのである。

本稿により、帰順した旗数のみもとに当時の内モンゴルの動向を述べるのには慎重を要し、「四九旗中三五旗」が帰順したという記述を無批判に援用することの危険性を示すことができたであろう。だが、本稿で強調したいこ



とは、モンゴル独立に対して内モンゴルの王公が消極的であつたということではもちろんなく、民族独立に対する無条件の呼応という単純な図式では理解できない呼掛けと呼応の多様性である。ボグドゥハーン政権からの呼掛けが状況に応じて変化していったように、内モンゴル王公の態度も一貫したものではなく、その態度の変化には露蒙協定の締結や袁世凱による対内モンゴル政策の積極化などの外部要因が密接に関わつていたのである。これら露蒙関係や袁世凱の対内モンゴル政策に関する研究はこれまでも行われてきたが、それぞれが個別に取り扱われていたため、ボグドゥハーン政権と内モンゴルの関係に与えた影響について具体的に言及されることはなかった。

ボグドゥハーン政権は露蒙協定により内モンゴルへの勢力拡大の法的根拠を得、袁世凱の対内モンゴル政策に抗して内モンゴルに対する呼掛けを強化して帰順を表明させていった。さらに盟内全旗が帰順を表明したシリィンゴル・オラーンツァヴ盟には兵員の供出を命じ、フレイからも軍を派遣して当該地域の保護を図るとともに、シリィンゴル盟に対しては將軍職を設置して自らの支配権の確立を図つていたのである。

辛亥革命後、清朝の版図から独立を果たしたのが「モンゴル」のみであつたことを考える時、そしてその国境線が現在のような形で引かれてゐることを考える時、本稿で取り上げたような当時のボグドゥハーン政権と内モンゴルの関係を考察することの必要性が浮かび上がってくる。しかしながら、その関係にはいまだ不明な事象が多々存在し、本稿ではその一端を明らかにしたに過ぎない。よつて、本稿で得られた結果を内モンゴル全域に敷衍することは危うく、当時の内モンゴルの状況、すなわち清代に形成された内モンゴル王公と「中国」との関係、漢人農民の入植に伴う生活環境の変容、日本やロシアなどの当該地域に関心を寄せる諸外国との関係、支配者層の思想など

も考慮に入れなくてはならない。

最後に、本稿ではアルヒーヴ史料を主にシリーニングル盟全旗の帰順表明過程を明らかにするために用いたため、一つひとつの史料を詳細に検討するには及ばなかった。本稿で利用した史料はこれまでほとんど当該地域の研究に利用されてこなかったものであり、個々の史料を詳細に分析することにより当該地域の研究は一層進展すると考えられる。また、本稿で取り上げたシリーニングル盟はハルハに接し、いまだ袁世凱の懐柔の手が届いていなかったため、ボグドノハーン政権にとって相対的に影響力を行使しやすい地域であったと言える。よって、その他の盟に対するボグドノハーン政権の政策とこれに対する内モンゴル諸盟の対応も検討し、その違いを比較しなければならぬ。これらは今後の課題としたい。

## 註

- (1) 本稿において、「内モンゴル」はゾソト盟、ジリム盟、ゾオダ盟、シリーニングル盟、オラオンツァヴ盟、イフゾー盟の六盟を指すこととする。
- (2) Н.Марсаржав, *Монгол улсын шинэ түүх*, Улаанбаатар, 1994, 35-36.
- (3) *Монгол улсын түүх: тавдугаар томь*, Улаанбаатар, 2003, 64.
- (4) 中見立夫「グンサンノロブと内モンゴルの命運」〔内陸アジア・西アジアの社会と文化〕山川出版社、一九八三 四二四頁。
- (5) 汪炳明「關於民国初年表示帰順外蒙古哲布尊丹巴政府の内蒙古盟旗王公」〔蒙古学信息〕一、一九九六、ジュリゲン・タイブン「一九一一年のボグドノハーン政権に帰順した内モンゴル旗数の再検討」〔モンゴル研究〕一九、二〇〇一。
- (6) *Монголын ард түмний 1911 оны үндэсний эрх чөлөө, тусгаар тогтнолын төлөө тэмцэл: Бүрхтэн бичгийн*

эмхэтгэл (1900-1914), Эмхтгэсэн А.Очир, Г.Пүрэв, Улаанбаатар, 1982; ХХ зууны Монголын түүхийн эх сурвалж (1911-1921), Уйгаржин Монгол бичгээс кирилл үсэгт буулгаж, хэвлэлд бэлтгэсэн О.Батсайхан, Улаанбаатар, 2003 45-дү.

(7) 前掲中見一九八三、四二四頁。

(8) *В.Кочевичин хувийн архиваас олдсон Монголын түүхэнд холбогдох зарим бичиг, Судлаач хэвлүүлсэн Б.Ширэндэв, Эрхгэсэн Ш.Нацагдорж, Улаанбаатар, 1972, 94-99, 105-106.*

(9) 駐京モンゴル王公の辛亥革命後の活動については、多くを汪炳明「清朝覆亡之際駐京蒙古王公的政治活動」(『内蒙古近代史論叢』第三輯、内蒙古人民出版社、一九八七)に拠った。

(10) 「蒙古起義清方檔案」(『辛亥革命』(七)、中国近代史資料叢刊)、三〇〇頁。

(11) 外務省外交史料館。一門六類一項五六号「清国革命動乱ノ際蒙古独立宣言竝ニ清国政府ニ対シ行政ニ関スル要求一件」

(12) 外務省外交史料館。一門六類一項四号「各国内政関係雜纂」二二四「支那ノ部」「別冊蒙古」第一卷、一〇六

— 一〇七頁。

(13) 外務省外交史料館。一門六類一項四六号「各国内政関係雜纂」二二五五四—二五五六頁。

(14) *Международные Отношения в Эпоху Империализма, сер. II, том 19, часть II, 1938, №732.*

(15) 袁世凱による対内モンゴル政策については、王徳勝「北洋軍閥対蒙政策幾個問題的初析」(『内蒙古近代論叢』第三輯、内蒙古出版社、一九八七)、貴志俊彦「袁世凱政権の内モンゴル地域支配体制の形成——「蒙藏院」の成立と内モンゴル三特別行政区の設置」(『史学研究』一八五、一九八九)、白拉都格其「袁世凱治蒙政策籌議」(『中央民族大学学报(哲学社会科学版)』二九、二〇〇〇)などを参照した。

(16) オダイの独立運動については、数多くの研究が行われている。代表的なものとしては、中見立夫「ハイサンとオダイ——ボグド・ハーン政権下における南モンゴル人——」(『東洋学報』五七—一・二、一九七六)、田志和、馮学忠「民国初年蒙古独立事件研究」(内蒙古人民出版社、一九九一)などの研究が挙げられる。

(17) この事変については、忒莫勒「民国元年昭烏達盟扎魯特左旗事变研究」(『中国边疆史地研究』一九九四年第四

期)がある。

(18) 外務省編纂『日本外交文書』第四十四・四十五卷別冊清国事変(日本国際連合協会、一九六二)「各国トノ交渉及其ノ他雜件」六四三文書。

(19) 外務省編纂『日本外交文書』第四十五卷第一冊(日本国際連合協会、一九六三)「第三回日露協約締結一件」四四文書。

(20) 第三回日露協約については、松本忠雄「日露協約の歴史」(『近世日本外交史研究』博報堂出版部、一九四二)、田中直吉「日露協約論」(植田捷雄編『神川先生還曆記念・近代日本外交史の研究』有斐閣、一九五六)、吉村道男「第三回日露協約と露蒙協定」(『日本とロシア』日本経済評論社、一九九一)などの研究を参照。

(21) 前掲中見一九八三、四二三頁。

(22) 由井正臣「辛亥革命と日本の対応」(『歴史学研究』三四四、一九六九)、一〇頁。

(23) 内モンゴル独立運動の指導者徳王も「シリングル盟副盟長になったので、私は蒙古のことに口出ししようと考えたが、年輩の王公である索王(ソトナムラブタン)・楊桑(シリングル盟前盟長)等に邪魔されたので、この目的はなお達成できなかつた。……外部の力を借りて索王・楊桑

等を押さえつけければ、私が蒙古のことに口出しするのを邪魔させないようにできると考えた」と記している(森久男訳「徳王自伝」岩波書店、一九九四、五頁)。

(24) 布徳巴拉「阿巴嘎大王楊森事略」(『内蒙古文史資料』第三十五輯、一九八九)、二六一―二七頁、扎奇斯欽「我所知道的徳王和当时的内蒙古」(『アジア・アフリカ言語文化研究所』一九八五)、一三頁。

(25) ボグドゥハーン政権と内モンゴル諸旗間の交渉の全てを担い、一九一三年八月二日、東南国境大臣に任命された(Д.Цогт-Очир, *Хэлмэгдсэн Егүзэр хутагт Ж.Галсандан, Улаанбаатар, 1992; Го.Аким, "Егүзэр хутагт Ж.Галсандан, Егүзэгдсэн эсвэл, Улаанбаатар, 2002* などを参照)。

(26) Монгол Улсын Үндэсний Төв Архив (以下 МУУТАと略)。ФАЗ-Д1-ХН347-Б41. Ф 45 Фонд (フヤンフ番号) / Д 45 Данс (目錄番号) / ХН 45 Халгаламжийн нэгж (案件番号) / Б 45 Бичир (文書番号) / X 45 Хуудас (頁数) を示すこととする。

(27) МУУТА. ФАЗ-Д1-ХН550.

(28) МУУТА. ФАЗ-Д1-ХН313-Б2.

(29) МУУТА. ФАЗ-Д1-ХН313-Б1.

(30) 一九二二年一月九日付で内務省は、シリングル盟

スニド左右旗に送付する封書二通をトゥシェートハーン部盟長に、ウゼムチン左右旗、アバガ左右旗、ホーチド左右旗、アバガナル左右旗など八旗に送付する封書八通をセツエンハーン部盟長にそれぞれ送付し、転送するよう命じており、ヤンサンを介さずに直接シリーンゴル盟内の各旗に書簡を送付した (МҮҮҮТА. ФА3-Д1-ХН296)。なお、一九二一年にもヤンサンは内モンゴル各地へ向けた外モンゴル自治政府の書簡の転送を拒否している。拙稿「外モンゴル自治政府の再興とその歴史的意義——臨時人民政府との関係を中心に——」(『史学雑誌』一一三—一〇、二〇〇四)、五〇頁参照。

(31) 一九二二年二月一日、多賀は「自今北京若クハ承德府ニ位置シ内蒙古ニ関スル情報ヲ蒐集シ特ニ卓索図盟、昭烏達盟、錫林郭勒盟ノ諸王公一般人心ノ帰向並ニ之ニ対スル漢人側ノ行動ヲ偵知シ報告スヘシ」と訓令されていた(栗原健「対滿蒙政策史の一面」原書房、一九六六、二九六頁)。多賀に関しては、佐々博雄「多賀宗之と中国大陸——蒙古への武器輸入計画を中心として 付、多賀宗之関係書簡目録——」(『国史館史学』二、一九九四) 参照。

(32) 防衛庁防衛研究所図書館所蔵「清国事変書類」巻二。  
 (33) ボグドハーン政権に届けられたクンセンノロヴの書簡

の日付は四月一日であるため、多賀の報告通り、この頃実際にクンセンノロヴは使者をフレレーに派遣していたようであり、多賀の情報は信用に足るものと思われる (XX зуны Монголын түүхийн эх сурвалж, 176-177)。

(34) 当時内モンゴル東部では、四平街に守田利遠歩兵大佐、奉天に高山公通歩兵大佐、北京に多賀宗之歩兵少佐が諜報活動を指揮しており、彼らの下に松井清助、木村直人らが活動していた。木村直人は一九二二年二月一日の訓令により、多賀宗之歩兵少佐の指揮を受けて諜報活動を行うよう命じられていた(前掲栗原一九六六、二九六頁)。木村はいわゆる「滿蒙独立運動」に参加し、パーリン王ジャガルを北京より脱出させる任務を負っていた。

(35) 外務省外交史料館。一門六類一項四号「各国内政府関係雑纂」二一四「支那ノ部」「別冊蒙古」第一巻、四二〇—四三二頁。

(36) МҮҮҮТА. ФА3-Д1-ХН351-Б65.

(37) セルネントジルはシリーンゴル盟内で最も早くにボグドハーン政権への帰順を表明しており、後に旗民を率いてハルハに移住し、セツエンハーン部に牧地を与えられてくる (Зармигар тогтоосон Монгол улсын шаштурын хураангуй I, Улаанбаатар, 1997, 96-98)。

- (38) MYYTA. ΦA3-ДI-XH391.  
 (39) MYYTA. ΦA3-ДI-XH342-B10.  
 (40) この協議は「ボクド=ハーン」政権からの独立の通知を受けた盟長ヤンサンが、その対応を話し合うために「この十二月一日（一九二二年一月二〇日）に盟長たるわがもとに集まり協議せん」と召集したものであるが、スニド左旗ササタのメクサルジヤヴによれば「盟内の皆で協議したが特に決定したことはなかつた」と云ふ（MYYTA. ΦA3-ДI-XH340-B34）。引用した書簡はモンゴル語で書かれてゐるため「昨年冬」となつてゐる。
- (41) MYYTA. ΦA3-ДI-XH14-X150-151.  
 (42) 外務省外交史料館。一門六類一項五七号「蒙古情報」第二卷、大正元年十二月五日付蒙古情報第二六號。  
 (43) ホーナドの左旗・右旗はそれぞれ、一九二二年二月二日、二月二七日の書簡を内務省に呈して帰順する旨を伝へてゐる（MYYTA. ΦA3-ДI-XH304-B4; MYYTA. ΦA3-ДI-XH351-B59）。
- (44) MYYTA. ΦA3-ДI-XH351-B64.  
 (45) MYYTA. ΦA3-ДI-XH347-B42.  
 (46) MYYTA. ΦA3-ДI-XH324-B10; MYYTA. ΦA3-ДI-XH324-B9.
- (47) MYYTA. ΦA3-ДI-XH15-X303-305.  
 (48) MYYTA. ΦA3-ДI-XH15-X310-312.  
 (49) 清代の印制に關しては、片岡一忠「印制にみえる清朝体制——清朝と八旗・外藩・朝貢國・中国内地の關係」〔歴史人類〕二七、一九九九）を参照。
- (50) MYYTA. ΦA3-ДI-XH340-B9.  
 (51) MYYTA. ΦA3-ДI-XH340-B33.  
 (52) MYYTA. ΦA3-ДI-XH351-B35.  
 (53) MYYTA. ΦA3-ДI-XH351-B61.  
 (54) MYYTA. ΦA3-ДI-XH340-B9.  
 (55) MYYTA. ΦA3-ДI-XH347-B81.  
 (56) MYYTA. ΦA3-ДI-XH347-B43.  
 (57) MYYTA. ΦA3-ДI-XH347-B78.  
 (58) MYYTA. ΦA3-ДI-XH351-B62.  
 (59) MYYTA. ΦA3-ДI-XH347-B72.  
 (60) MYYTA. ΦA3-ДI-XH340-B33.  
 (61) MYYTA. ΦA3-ДI-XH347-B64.  
 (62) 外務省外交史料館。一門六類一項四号「各国内政府關係雜纂」二一四「支那ノ部」別冊蒙古」第三卷、一九五——一九六頁。
- (63) Iwan J. Korostovetz, *Von Gingsis Khan zur Sowjetrepublik*,

Berlin und Leipzig, 1926, 213.

- (64) МУУТА. ФА2-Д1-ХН6-Х10-34.  
(65) 露蒙協定の交渉経過と協定締結後におけるボグドゥハーン政権の対外政策の転換については別稿「モンゴル」独立と領域問題——露蒙協定の分析を中心に——を用意している。詳細はそちらに譲る。  
(66) 外務省外交史料館。一門六類一項四号「各国内政府関係雑纂」二一四「支那ノ部」別冊蒙古」第二卷、二二二—二二六頁。  
(67) 前掲 Kotosovetz 1926, 156.  
(68) 西盟王公会議については、格日勒「北洋軍閥政府と西盟王公会議」〔内蒙古近代史論叢〕第四輯、内蒙古大学出版社、一九九一）参照。  
(69) 蔡達生「西盟會議始末記」〔沈雲龍主編『民国経世文編』内政三、文海出版社、一九七〇〕、二三五〇—二三五二頁。貴志氏の研究によれば、この会議の一ヶ月後に、今度は帰化城において第二回目の会議が開催され、その決議案においてボグドゥハーン政権に対する軍事的制裁を前提にした条項である、ボグドゥハーン政権に呼応した王公に対する制裁措置を厳しく定めると同時に、ボグドゥハーンの教主権の否認、民国政府軍の派遣、団練の編成、各旗の連

合、実業の推進などが含まれていたという（前掲貴志一九八九、三三三頁）。

- (70) Монголын ард түмний 1911 оны үндэсний эрх чөлөө, тусгаар тогтнолын төлөө тэмцэл, 223-226.  
(71) フルンボイルの新バルガ出身。ボグドゥハーン政権において外務次官を務め、一九一三年の蒙藏条約に署名、一九一四年から開催されたキャフタ会議にも参加する。S. Natsudorji, *Mongolai byatyr Damdingyir-in-ün Юбэй намтар*, Улаанбаатар, 1946 参照。  
(72) Д.Жамсран, Монголын төрийн тусгаар тогтнолын сэргэлт, Улаанбаатар, 1996, 61.  
(73) Бүгд Найрамдах Монгол Ард Улс-ын түүх II, Улаанбаатар, 1968, 480. 前掲 Жамсран 1996, 61-62.  
(74) 中見立夫「モンゴルの独立と国際問題」〔『アジアから考える』3〕周縁からの歴史』東京大学出版会、一九九四、九九頁。  
(75) Монголын ард түмний 1911 оны үндэсний эрх чөлөө, тусгаар тогтнолын төлөө тэмцэл, 222-223.  
(76) МУУТА. ФА3-Д1-ХН350-Б68.  
(77) МУУТА. ФА3-Д1-ХН53-Х63-65.  
(78) МУУТА. ФА2-Д1-ХН3-Х131-133.

- (79) МУУТА. ФА3-Д1-ХН53-Х63-65. 後日、ソドノムラ  
ウタン<sup>1)</sup>の任を授けたる書を伝へたる(ФА3-Д1-ХН53-Х  
200-202)。
- (80) МУУТА. ФА3-Д1-ХН416-Х62.
- (81) МУУТА. ФА6-Д1-ХН638-Б1.
- (82) *Монгол язгууртн түүхийн товчоо II*, Улаанбаатар, 1996.

69. このボグド・ハーン政権軍と中華民国軍の戦闘に関  
しては、ウルゲダイ・タイブン「ボグド・ハーン政府軍の  
一九二三年の内モンゴルへの軍事行動についての一考察」  
(中国蒙古史学会編『蒙古史研究』第七輯、二〇〇三)が  
ある。